

2021年6月28日

教職員各位

(本学への訪問学者を含む)

塾監局人事部

### 《情報更新》教職員の海外渡航等について (2021/6/28 版)

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行状況は未だ予断を許しませんが、一方、日本においてもワクチン接種が進んでいることなど全般的な現況をふまえて、教職員の海外渡航等について以下のとおりとします。なお、信濃町地区の教職員については、別途の指示に従ってください。

#### 1. 留学・出張の許可

2021年6月28日以降、留学・出張について、以下を条件として許可します。

- ・渡航先の国における外務省の危険情報レベル・感染症危険情報レベルや、レベル1を超える場合のリスクを理解し、渡航によって生じるすべての責任を本人が負うこと
- ・原則として日本出発前までに、新型コロナウイルスのワクチン接種を完了していること
- ・新型コロナウイルス感染症に対応する保険に加入していること
- ・渡航後に帰国勧告が発出される場合などは、渡航先の大学等や本学からの指示に従うこと
- ・渡航先の国において、日本からの入国制限がなく、渡航に必要なビザが発行される等、渡航ができること
- ・渡航先の入国に際しての条件や行動制限措置について、対応が可能であることを確認すること
- ・渡航先の医療体制が十分に整っており、受診が可能であることを確認すること
- ・帰国後に要請される検疫手続きによる影響について確認し、対応を予定すること

なお、危険情報レベル・感染症危険情報レベル等は以下のサイトを参照してください。

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

## 2. 帰国／入国

原則として全ての国・地域からの帰国／入国については、「出国前 72 時間以内の検査証明書」の提出、検疫所長が指定する場所（自宅等）における 1 4 日間の待機などの検疫手続が要請されています。

これにより待機に入った教職員は、所属長を通じて、人事部（人事企画担当）に必ずご連絡ください。

以下の保健管理センターサイトを参照し、この 1 4 日間は毎日 2 回の検温を主とする健康観察を続けてください。

<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/coronavirus.html#section102>

国による水際対策に係る措置の概要は、以下を参照してください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

## 3. 外国人研究者/教員の受け入れ

以下の手続きが必要です。ただし、2021 年 6 月 28 日現在、国により運用が停止されています。

義塾に外国人研究者/教員を受け入れる場合には、国の定める以下「レジデンストラック」の手続きが必要となります。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

この手続きの詳細については、三田地区は人事部（人事企画担当）、その他の地区は各地区事務室（総務担当部署）に照会ください。

(以 上)